

## 令和7年度岩手県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画の施行に伴う留意事項

### 1 高濃度PCB廃棄物の処理

#### (1) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）について

JESCO北海道PCB処理事業所では、平成20年5月に高濃度PCB廃棄物の処理を開始しており、平成25年9月からは、増設施設でPCB汚染物等の受入れを行っています。

施設の稼動状況等については、JESCOのホームページ（HP）をご覧ください。

（参照先）<https://www.jesconet.co.jp/facility/hokkaido/report.html>

#### (2) JESCOの入門許可を得た収集運搬業者の状況について

保管場所からJESCOまでの高濃度PCB廃棄物の収集運搬にあたっては、岩手県及び北海道の特別管理産業廃棄物収集運搬業（PCB）の許可を有し、かつ、JESCOの受入基準を満たし、入門許可を取得している者でなければなりません。

直近の入門許可取得状況については、JESCOのHPをご覧ください。

（参照先）<https://www.jesconet.co.jp/facility/hokkaido/acceptance/list.html>

#### (3) JESCOへの機器等登録について

JESCOに未登録の高濃度PCB廃棄物は、機器登録又は荷姿登録のうえ、登録確認証を受け取ってください。

JESCOから登録確認証の交付を受けないと、保管事業者の皆さんに処理に関する連絡が届きませんので、注意してください。

また、保管場所の変更等JESCOへの登録内容に変更が生じた場合は、JESCOに対し変更届出の提出が必要になります。

（PCB特措法に基づく県への届出のほか、JESCOへの手続きが必要となります。）

JESCOの処理対象機器かどうかの判別やJESCOへの処理・変更の手続き等についての詳細は、次のHPを参照してください。

（参照先）<https://www.jesconet.co.jp/business/index.html>

### 2 低濃度PCB廃棄物の処理

#### (1) 低濃度PCB廃棄物について

##### ① 微量PCB汚染廃電気機器等

平成5年以前に製造された電気機器等で、製造段階ではPCBを使用していないとされていたもののうち、判別（分析）の結果、微量のPCBに汚染された絶縁油を含むことが判明したものの。

##### ② 低濃度含有PCB廃棄物

廃PCB等、PCB汚染物※1、PCB処理物のうちPCB濃度が0.5%以下のもの。

※1 ただし、可燃性汚染物等（①汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他PCBが塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったもの②廃プラスチック類のうち、PCBが付着し、又は封入されたもの。以下同じ。）については、PCB濃度が10%以下のものが低濃度PCB含有廃棄物に分類されます。

## (2) 低濃度PCB廃棄物の処理先について

低濃度PCB廃棄物は、環境大臣の認定を受けた無害化処理施設又は都道府県知事等の許可を受けた施設を活用して処理を行います。

低濃度PCB廃棄物に関する情報、取扱い等及び処理施設の認定等の状況については、環境省のHPを参照してください。

(参照先) <https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

また、岩手県内の保管場所から低濃度PCB廃棄物を運搬可能な業者は、前述の無害化処理施設のうち収集運搬も含めて環境大臣の認定を受けている者（上記環境省HP参照）又は、岩手県知事（盛岡市長）及びPCB廃棄物を積み下ろす場所を管轄する都道府県知事等の特別管理産業廃棄物収集運搬業（PCB）の許可を受けた者です。直近の岩手県の許可取得事業者情報については岩手県のHPを参照してください。なお、受入れ可能品目や他の都道府県等における許可取得状況等は、各事業者にお問合せください。

(参照先) <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/sanpai/1022805.html>

## 3 問合せ先

### (1) 実施計画に関する内容

岩手県環境生活部資源循環推進課 廃棄物対策担当

電話：019-629-5366 FAX：019-629-5369 e-mail：[AC0003@pref.iwate.jp](mailto:AC0003@pref.iwate.jp)

### (2) 廃棄物処理法・PCB特措法に関すること

最寄りの広域振興局保健福祉環境部等の環境衛生課または盛岡市環境部廃棄物対策課

市町村	窓口	住所	連絡先
八幡平市・滝沢市・葛巻町・岩手町・雫石町・矢巾町・紫波町	盛岡広域振興局 保健福祉環境部 (環境衛生課)	〒020-0023 盛岡市内丸 11-1	電話：019-629-6563 FAX：019-629-6594
奥州市・金ヶ崎町	県南広域振興局 保健福祉環境部 (環境衛生課)	〒023-0053 奥州市水沢大手町 5-5	電話：0197-48-2422 FAX：0197-25-4106
花巻市・北上市・遠野市・西和賀町	花巻保健福祉環境 センター (環境衛生課)	〒025-0075 花巻市花城町 1-41	電話：0198-41-5405 FAX：0198-24-9240
一関市・平泉町	一関保健福祉環境 センター (環境衛生課)	〒021-8503 一関市竹山町 7-5	電話：0191-26-1412 FAX：0191-23-0579
釜石市・大槌町	沿岸広域振興局 保健福祉環境部 (環境衛生課)	〒026-0043 釜石市新町 6-50	電話：0193-27-5538 FAX：0193-25-2294
宮古市・岩泉町・山田町・田野畑村	宮古保健福祉環境 センター (環境衛生課)	〒027-0072 宮古市五月町 1-20	電話：0193-64-2218 FAX：0193-63-5602

大船渡市・陸前高田市・ 住田町	大船渡保健福祉環境 センター (環境衛生課)	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田 6-1	電話：0192-22-9814 FAX：0192-27-4197
久慈市・洋野町・野田村・ 普代村	県北広域振興局 保健福祉環境部 (環境衛生課)	〒028-8042 久慈市八日町 1-1	電話：0194-66-9681 FAX：0194-52-3919
二戸市・軽米町・一戸町・ 九戸村	二戸保健福祉環境 センター (環境衛生課)	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3	電話：0195-23-9219 FAX：0195-23-6432
盛岡市	盛岡市環境部 廃棄物対策課	〒020-8531 盛岡市若園町 2-18	電話：019-651-4111 (代表)

(3) 高濃度PCB廃棄物の処理・機器登録など処理手続きに関すること

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）北海道PCB処理事業所 営業課 東京事務所  
電話：03-5765-1197 FAX：03-5765-1908

HP：[https://www.jesconet.co.jp/cgi-bin/form.cgi?form.template=inquiry\\_pcb.html](https://www.jesconet.co.jp/cgi-bin/form.cgi?form.template=inquiry_pcb.html)

(4) 中小企業者等への助成制度に関すること

① 高濃度PCB廃棄物

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）PCB処理営業部 管理課  
「中小企業者等軽減制度窓口」

電話：03-5765-1920・0120-808-534 FAX：03-5765-1923

HP：[https://www.jesconet.co.jp/customer/discount\\_03.html](https://www.jesconet.co.jp/customer/discount_03.html)

② 低濃度PCB廃棄物

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団「低濃度PCB助成金コールセンター」

電話：098-995-7100

HP：<https://www.sanpainet.or.jp/joseikin/>